

(第四部)

國第一回參議院司法委員會會議錄第四十一號

- 農業資産相續特例法案(内閣提出)  
○經濟審査官の臨検検査等に關する法律案(内閣送付)

○昭和十九年法律第四號經濟關係制則の整備に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○北海道上川郡美瑛町に旭川司法事務局美瑛出張所設置に關する請願(第三百六十五號)

○仙臺高等裁判所郡山支部設置に關する請願(第四百十九號)

○仙臺高等裁判所郡山支部設置に關する請願(第四百十九號)

○國立療養所栗生樂泉園獄死事件に關する陳情(第四百八十四號)

○青少年保護事業團體救濟に關する陳情(第五百五號)

○罹災都市借地借家臨時處理法第二十  
五條の二の灾害及び同條の規定を適用する地區を定める法律案(内閣提出、衆議院送付)

○岐阜縣關町に簡易裁判所並びに區檢察廳設置に關する請願(第五百九號)

○戸籍法を改正する法律案(内閣送付)  
○訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○昭和二十二年十一月二十日(金曜日)午後二時四十六分開會

本日の會議に付した事件

○昭和十九年法律第四號經濟關係制則の整備に關する一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○罹災都市借地借家臨時處理法第二十  
五條の二の灾害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案(内閣提出、衆議院送付)

○北海道上川郡美瑛町に旭川司法事務局美瑛出張所設置に關する請願(第三百六十五號)

○仙臺高等裁判所郡山支部設置に關する請願(第四百十九號)

○岐阜縣關町に簡易裁判所並びに區檢察廳設置に關する請願(第五百九號)

○戸籍法を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(伊藤修君) それではこれより司法委員會を開會いたします。議事録に入る前に發言の通告がありますからこれを許可いたします。松井委員。

○松井道夫君 實は今日總理大臣により出席願いまして、憲法上の問題につき一、二司法大臣と兩大臣の御見解を聴いたす豫定にしておりましたのであります。總理大臣におかれられて御出席願いまして、憲法上の問題につき一、二司法大臣と兩大臣の御見解を聴いたす豫定にしておりましたのであります。總理大臣におかれられて御多忙のためお出で願えなかつたので、その點につきましても又後日ともうございと存じます。先ず第一に、牛馬の一部改正の法律が成立いたしましたし、現在民法の一部改正の法律が本院において審議されておるのでございまして、取敢子司法大臣に三、四點右記のとおりお尋ねいたしまするところで、その點につきましても又後日ともうございと存じます。先ず第一に、牛馬の一部改正の法律が成立いたしましたし、現在民法の一部改正の法律が本院において審議されておるのでございまするが、追つて根本的の改正をなすのが最も適當であるかといふことが、一つの問題であると存じます。か、その改正の立案をどこで擔當をいたしましたので、その根本的の改正が、そう遠くない將來に実現いたす段取りになると存じます。これが、憲法の要請に従いまして、取敢子

す。從來司法省のお世話によりまして、種々の審議會が作られまして、そこで一應立委せられたのでござりまする、それと同じ方法で研究調査或いは立委せられるのも結構でございまするけれども、私が考えますに、國會は國權の最高の機關であり、且唯「の立委關係する法律、これは國會において立案いたしますことが最も適當でないかと存じておるのであります。これ例えば國管案でござりますると、一つの政黨の表看板であるといつたような法律案でござりますと、その政黨において立案いたし、或いはい／＼の行政的法規におきましては各省等において立案いたすことが適當でないかと存じておるのでありますけれども、民刑法のごときものは、先程申されましたように、國會において立案いたすことが最も適當ではないかと存じるのであります。その點についての司法大臣の御見解を拜聴したいと存じます。

すというのが、正しい行き方でないかと存するのあります。そこに何らかの政治的意圖を盛りることは適當でないと存しておるのであります。それに關連いたしまして、參議院で衆議院から送付いたして來ました法案を審議する場合に、それに修正を加えます、そうしますると、衆議院に回付しなければならんのでござりまするが、衆議院におきましては、衆議院の體面というのことを考えまして、先程申しました私の考えておりまする司法法規を審議いたしまする根本的态度にそれまして、そいつた體面的觀念、或いは政治的觀念からこれをながく通さないといつたような傾向があり、言説があるよう聞いておるのであります。そういうことでは、二院制を認めました建前からしましても、その目的を達せられないのみならず、よき司法法規を作るという意味におきまして遺憾の點があるのでないかと存ずるのであります。その點についての大臣の御見解を伺いたいと存じます。

ます。

次に先駆朝日新聞、その他の報道は、報道せられておりました東京の或る裁判所が、統制法規を厳守せられまして、その結果、榮養が悪くなつて肺浸潤を患ひ、病氣になつても、その統制法規を厳守するということを主張せられておりまして、結局亡くなられてしまつたという記事が出ておりました。私はこの記事を拜見いたしまして、或る感概に捉われたのでござりますが、實に申上げて見ようのない事柄でござります。私を考えますのに、判檢事、判檢事は罪人を裁くものであり、檢事はこれを検察いたすものでありまして、その人々がやはり闇をやつて食べておるのだと俺たちが裁判されたり、起訴されたりするのと運が悪いのだといふような考え方で、その検察、裁判を受けることがあります。否有能の判檢事を、そういうことで失う、非常に手不足の際にそれが、これは適當なことではないのか、さよう前に今考えておる次第であります。私の聞き違いは存じませんが、一般官吏についてそういうことが主張しても、これを増加配する必要があるのぢやないかと存じております。このありますから、判檢事につきましては、他に先立ちまして特例といたしまされたことがあるよう聞いておるのぢやないかと存じております。この點について司法大臣に御見解を承りたい。實現に努力して頂けるかどうか、その點をお尋ねしたいと思います。

○國務大臣〔鎌木義男君〕お答えをいたします。第一に民刑法のごとき重要な基本的な法律をどこで立案したならばよろしいかというお尋ねであります。これにつきまして實はこの司法省の制度の改正に絡みまして、裁判所とも協議いたし、關係方面とも協議をいたしましていろいろ研究をいたしました。只今のところ新らしくできる法務廳の中に調査部というのと、民事局といふものを設けられてありますて、調査部といふのは世界中の法律制度、司法制度等について常に調査研究をする、そのため資料を整備することに努力する部局でありますて、それと法制局と相俟つまして、民事局は今までこの民法の立案等に當つておつたのでありまするが、刑法の方は刑事局が當るといふうにやつておつたのであります。それで統一して調査局に廻して、調査局でやるのが適當ではないかといふようなことに只今までのところなつておるのであります。併し國會が唯一の立法部であり、法律を作ることはできるだけ國會に委ねることが望ましいことは申すまでもないであります。ただ純然たることの形式法律と違いまして、刑法でも民法でもその他いろいろの商工、農林に關する法律のごときは、それ／＼の行政を實際にやつておる者が立憲いたしませんと、宙に浮いた法律ができるといふ嫌いがあるように、民法刑法もやはり幾らかこの民事刑事の裁判をやる、検察をやる、辯護士としてその任に當るというような経験者がその任に當りませんと、餘り觀念的にだけ、學者が集つてやる、或いは學者でないまでも素人が集つて觀念的に考えてこれ

がいい法律である。こうであるべきであります。あるいは、いろいろなことだけでは制定をいたしますと、でき上つてから餘りに理想法ができてしまつて、實際には迂遠である。又實際の便宜に合致しないとかいうような缺點も、從来そういう經驗をいたすことがよくあるのであります。するから、そこでやはり國會でおやりになるとしてもその立案に當る人はやはり判事、檢事、辯護士その他の實務家が參加いたしまして、そうして特別の委員會のようなるものを、作つて、そして議會内部における役員諸氏と協力してやるといふようなことになるのでないかと存するのであります。それならば法務廳の調査部なり或いは民事局が要らなくなるかといえば、そういう意味において、又民法刑法についてだけならば、そういうことは言われまするが、その他凡百の法律政令を絶えず改廢しなければならないといふことになりますると、そういう部局はやはり必要である。そすればこの國家全體から申しますとやや重複した機構を國會も持ち、行政部も持つといふようなことになる。行政經濟の面から申しますと、國會にはどういふ法律を委ねる。國會で獨自にお作りになるといふことになりますと、その法律の種類を決めるのもこれも可なりな問題であります。若しそういうことができるのですと、それが機關をお持ちになりまして、それを決めることができますが、それなりにあります。それで私はまだ確かなばかりでなく、行政部の方面からおやりになりますと少しも異議がないばかりでなく、行政部の方面から

らも、憲法は行政部と立法が協力しない往來したりすることを一應阻止しておるわけであります。併しこの範囲において御協力申上げることには苦心ではないのであります。十分御研究を願いたいと存するのであります。それから第二の司法法規の制定はできるだけ無黨無派でなければならん。これは仰せの通りでありまして、單り司法法規に限らんと思ひますけれども、殊に司法法規のごときは黨派的でありまするが、常に國家全體の立場、國民全體の福祉と、いうことを考慮の中に入れて立案もされ、修正もせらるべきなればならんと考えるのであります。して、參議院において御修正になりまするものは、衆議院において適當な方法で熱心にそれを研究し、參議院の御意見も聞いて適當と信ずるものは喜んでその修正に應する、こういうことであつて頂きたいと思うのであります。實例としてはまだそら澤山ないようになりますが、ただ體面に捉われて反対をするというよくなことはなかろうと存じまするし、若しありまするならば、できるだけそういう弊は一掃いたしたいというように考えております。

それから政府提出の司法法規についても、もつと恬淡と譲貞の修正を容れられるようありたい、という御希望につきましては、御尤もでありますて、私といたしては、少しも困われるつもりはないのでありますて、兩院の多數が政府の提出した原案を否なりとして修正するという御意見に相成りました場合には、喜んでそれに應するつもりでおるのであります。ただ行政部で以て長時間研究をいたし、調査をいたして立

意見をして提出するものでありますから、そこで國會においてて或いは反對の意見を出されましても、立案に當つた者から言えども、俄かにすぐに賛成はでき難ねる、そういうことも一應考えたのであるが、こういう缺點があるからその御意見には應じ兼ねるのだという場合が非常に多いのであります。御引例になりました罰金の言渡しを受けた場合にも體刑の取消をする。これは確かに見方によりましては、近時の罰金刑といふものは可なり惡質の犯罪について、經濟違反等について常に科せられる刑罰であります。罰金だから軽いといふには一概に見るわけにはいかんのであります。罰金刑に處せられるようなことをやるということは非常に國民道義の上から言えは、忌わしいことに屬する場合が多いと思うのであります。そういう場合にはやはり體刑が取消されるというようなことも一つの警戒の意味においてそういう制度は存置する理由は十分にあると言ひ得るものと思うのであります。併しこれは議論をすればさりがなく展開し得るものでありますから、多數がやはり罰金の言渡に對しては罰金の前科だけを取り消す、こういうことで行つた方がいいと下僚に命じまして、決して立案者の體面とか、そういうものにこだわらずに、丁度一度起訴した檢事が、なんでもかんでも有罪にしなければ承知せんといふようなことは、これは愚風だと思ふのであります。まあ私どもは示をいたしまして自分の起訴した事件が無罪になつても喜ぶべきであつて、

その點をお尋ねしたいと思います。

でも衆人が集つて觀念的に考へてこれ

がないばかりでなく、行政部の方面か

い間研究をいたし、調査をいたして立

るのですから、たゞ行跡を以て長  
が無罪になつても喜ぶべきであつて、

決して悲しむべきことではなく、又それが成績に關するといふような考え方は捨てなければならんということを申しておるようなわけでありまして、立案いたしました場合にも、自分の立案だけが唯一いいというのではないのでありますから、虚心坦懲國會の御意見を承るよう、そして多數が修正に同意せられます場合には、喜んでこれに應するようになりたいということを申しておるつもりであります。どうかさように御承知を願いたいと思ひます。それから山口判事の死に關連いたしまして、いわゆる判檢事の生活保障の問題、主食の加配等をやるつもりはないかというお言葉であります。實は私は主食の加配は勿論といたします。野菜や魚まで一つ配給をしたい、から金を借りて、今度皆さんの御援助によりまして預けられました俸給を擔保にして、一大消費組合を作つて、そこでこれらの生活必需物資を一つ大量に買込んで配給する組織を作らう、こういふことに實は着手いたしました。ところがやつて見る限りは殆んど不可能であります。ところがやつて見る限りは、どうも闇でないものを買つて、實際はどうも闇でないものであります。司法省が率先して闇の物を買つて配給したということになりました。山口判事の死に對しても誠に恥かしい話でありますから、まあどうもこれはうようなことに相成つたのが實際であります。主食の加配だけは、安定本部、農林省において御賛成下さればであります。これがなかなかわかるわけであります、これはなかなか

が容易ならん問題であります。現に東京、大阪等特別の都市の官公吏にだけは加配米を出して、そうして榮養失調を防ぐと共に能率を擧げさせたいと申しておるつもりであります。どうかさように御承知を願いたいと思ひます。他の國民は法の前に平等なりといふ原則から、他の官公吏が黙つておるとは思えない。結局全國の官公吏が加配しなければならないということになり、全國の官公吏が加配を受けるといふことは、どうも非常にむづかしい問題になります。

故に、特別の職種を限つて、まあ今炭坑とか重労働者に對して、殊に國家の必要とする重労働者に對しては加配をやつておりますけれども、それで懶ける者から取り上げるといふようないふな主張すらあるのであります。なかなこの問題も、私個人としては非常に希望いたしますが、實際に實現させることはむづかしいのじやないか、であります。併しそのため木を見換えることが大變いことだと思うのであります。併しそのため木を見て山を見ず、なんでもかんでもがむしりやうに一度言い出したらきかないといふような態度は取らないようになりますが、たゞ會議體の形式といたしましては、原案提案者がどこまでも一つ原案を支持しようといふ立場で御説明仰せられるることは皆御尤もなのであります。たゞこの點について御意見を伺いたいと思います。

○國務大臣(鈴木義男君) 松井委員の御質問によれば、これは御尤もなものであります。たゞこの點について御意見を伺いたいと思います。そこで原案提案者がふらふらしておりますてどつちでもいいと述べになる。そこで原案提案者がふらふらしておりますてどつちでもいいと申上げ、これに對して異なる意見のある方が遠慮なく異なる意見をお聞かせください。こういふことを考えておる次第であります。

○松井道夫君 御懇切な御答辭で大體了承いたしたのでござりまするが、今の政府委員側の態度についてといふ問題でござりまするが、多數が賛成であれば同意するということござしまするが、多數が賛成ならばこれは修正ができるのであります。できたら修正について賛成いたしますかどうかというふうなことは、これは又そのときのいるな

事案によつて違うと思ひます。たゞこの點を考慮して御論議に相成るといふことが、議體の理想であると思ひます。それでこそ初めて熱のある意見も出、反対意見も出て来る、火花を散らして御論議に相成るといふことが、議體の理想であると思ひます。それだからあの男は頭迷惑し難いというふうにお考へ願つては困るのであります。私も自身でも結局において皆さんの御説明を願います。

○委員外議員(木下源吉君)この美瑛町というの御案内の方もございまして、旭川から七里ほど離れた所にあります。この町の面積が四十三方里、戸数が三四百戸、人口が約一萬九千の純農村でございます。この町の農地は田歩が一千町歩、畑が八千町歩でございます。合計一萬町歩あつて、この土地の所有者の分布状況は、概ね不在地主の大農場であるのでござります。そこで昭和五年以来自作農創設に意を用い、昭和二十一年度までに大略百五十萬圓程度の農地の解放をしたのでござります。更に尙三千二百町歩の小作地を有しておる有様である。然るにこの度農地調整法によりまして、買上げ對象地は約三千二百町歩、その中初年度二千三百町歩は目下農地委員会において交渉中のものであります。それでこれが買上げに伴い、登記事務はすべて旭川まで参らなければならぬのであります。ところがこの旭川は美瑛町と七里離れておりまして、一日三往復の汽車がありりますけれども、尚一泊二日を完全に費さなければならんような状態でござります。かよくなな事情にありまするに加えまして、更に目下この美瑛町において実施中の緊急開墾に伴う農耕地は六千八百町歩あるのでござります。かよくなな事情にありまするにありまする美瑛町といたしまして、是非とも旭川司法事務局の美瑛出張所を設けて頂きたい。これに要する設置費用の負擔は、全額町で賄うことに異議はございません。現に二十五坪ばかりの建物を空けておるような實情でございますので、これが設置を要望する

次第であります。これが美瑛町の町長からの請願の理由でありまするが、我御紹介申上げる次第でございます。何率採擇あらんことをお願ひいたします。

○委員長(伊藤修君) これに對する政府の御意見を伺います。

○政府委員(奥野健一君) 美瑛町に由

○委員長(伊藤修君) 御尤も存じます。先に農地調整法改正に伴いまして、登記事務の激増が懸念されましたが、その際想されましたので、本年の二月一日から全國に三十二箇所の臨時登記所が設置いたされたのであります。その際有力な候補地でありながら設置漏れになつたので、この點地元に對しまして甚だお氣の毒に存じておる次第であります。將來豫算關係等考慮いたしまして、できるだけ速やかに御期待に副うように努力いたしたいと考えておりますから、御了承を願いたいと存じます。しかし、御了承を願いたいと思います。

○委員長(伊藤修君) 本案につきまして、質疑がなければ、質疑及び討論を省略いたしまして、直ちに採決をいたしたいと存じますが、如何でござりますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(伊藤修君) ではさよち決定いたします。本案は會議に付すべきものとのいたしまして、且内閣に送付すべきものと決定することに御異議ございませんか。

○委員長(伊藤修君) ではさよう決定いたします。

を議題に供します。紹介議員橋本萬右衛門君の御説明を伺います。

○委員外議員(橋本萬右衛門君) 仙臺高等裁判所郡山支部設置に関する請願書でございますが、紹介議員いたしまして、一應御説明申上げます。私が申上げるより、實は鈴木司法大臣の方がよく御承知なでございますが、關係しておりますので、私より申上げます。皆様御承知の通り、福島縣は會津地方と中通り地方と濱通り地方の三地方でござります。そして四市十七郡を包含しておりますが、郡山にあつた方がいいものが便利とする地域が三市十四郡でございます。福島市にあつた方がいいものは僅かに一市三郡に過ぎないのでございまして、尙又養福島區裁判所に屬しておつた地域でやら、郡山にあつた方が便利な状態でござります。殊に會津地方は交通不便なので、郡山市にあることを最も便利とする次第でござりますから、どうぞ十分御審議下さるよう願います。合せて申上げますが、本件は、すでに衆議院におきましても採擇になつたような次第でござります。本件は、すでに衆議院におきまして、先般三淵最高裁判所長より話がございまして、それにつきましては、増員の判事及び職員の住宅に困るが、どうしてくれるかというような話がございまして、早速郡山市長と相談の結果、全部お引受けすることに正式に御挨拶申上げまして、それでは一月からするというお話をございました。合せて申上げておきます。

○委員長(伊藤修君) 本案に對する政

府の御見解をお伺いいたします。

○政府委員(奥野健一君) 請願の御趣

旨は、至極御尤もと存じます。政府といたしましても御不便の事情はよく承知しておりますので、裁判所の支那事務の設置の點は、最高裁判所の権限に關しておられまする關係から、最高裁判所にもよく御意見をお傳へいたしまして、十分この點について最高裁判所の方に御考慮を促すことにいたしたいと存じます。政府といたしましてもこの請願の趣旨達成のために十分努力をして行きたいと存じます。

○委員長(伊藤修作) 別に御意見もなければ、質疑及び討論を省略いたしますことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(伊藤修作) ではさよう決定いたします。

直ちに採決をいたしたいと思います。本案は會議に付すべきものといたしまして、且内閣に送付すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(伊藤修作) ではさよう決定いたします。

次に請願第五百九號、岐阜縣關町に簡易裁判所並に區檢察廳設置に關する請願。紹介議員は私ですが、便宜専門調査員から説明してもらいます。

○專門調查員(梶田年君) 御命令によりまして、私から、岐阜縣關町に簡易裁判所並びに區檢察廳設置に關する請願について御説明申上げます。

本請願の趣旨とするところは、只今申上げました標題の通り、岐阜縣の關町に簡易裁判所並びに區檢察廳を設置されたい、ということでありまして、その理由といたしましては、關町は岐阜縣中南部地方における最大の都市でありまして、縣下において大垣に

次ぐ一大工業都市でもありますし、近く市町村のため下はその準備に努力しておる次第であつて、更にこれを政治、經濟、産業、交通、通信、文化等の分野から見ましても、中権的な要地ということになつておるのであります。これも亦官公署その他事業場の施設の關係から見ましても、警察署、司法事務局出張所、司法保護委員、税務署、それから公共職業安定所、專賣局出張所、國民保健所、金屬試驗所、郵便局その他県立の高等女學校、工業學校等があり、又汽車、電車等の各驛も無論ありますし、その他地方的のいろ／＼の會社、銀行等もある次第であります。こういう方面からいっても中心地となつておるのであります。殊に司法關係に最も縁の深い警察署について見ますると、その管轄に武儀の二十一町村の中の二町、即ち關町と美濃町の二町の外、十五村の管轄をもつておりますて、人口十萬を含んでおりまして、金山、高富という警察署が分離いたしましたが、これは關警察署から分離したというわけでありますし、相當司法關係事件の上から申しましても重要な地點となつておりますて、昭和二十二年度には事件数七百九十七件、二十二年度は八百二十二件、二十二年度の本年の五月末現在において四百八十三件といふ事件がありまして、それこれらは事件の相當數はすでに檢事局の方に送致せられたことになつておるのであります。殊に當町は現に簡易裁判所並びに區檢察廳として格好な建物を持つておりますて、且必要に應じまして、直ちにこの建物の設備を提供し得るような状態になつておるというわけでありまして、その建物の圖面

うじめやのや、これが設置を整理する

判所郡山支部設置に關する請願、これ

請願の御報

市であります、縣下において大垣

仕し得石よ、た壯麗になつてゐると  
うわせであらまして、その建物の圖

などが添付せられて來ておるのであります。以上の次第であるからして、この司法制度の改革に際して是非この簡易裁判所遊びに風檢察廳の設置を要望するから、そのようにな實現をお願いしたい、こういうことになつておりま

きましては簡易裁判所が設置されるようになれば當然考慮されることになるはずでありますから、さよう御了承の上何分御協力を願いたいと思います。

○鬼丸義嘉君 只今の簡易裁判所の數は、この上近く増加することを許されますか。

○委員長(伊藤修郎) ではさよう決定いたしました。では本案につきまして會議に付すべきものと決定し、且内閣に送付することに決定することに御異議ありませんか。

會などの取扱を見て見る所、こうじょううの  
のがあります。私は非常に遺憾に考え  
たのであります。政府の意向を聽  
く、そしてこれ／＼のものは昭和三  
十三年度算定に組むつもありであるとい  
う、こうじょう答辯を聞いて、それなら  
ばそれだけのものを採擇しようじやな  
い」ということとやつておる委員會も

が、そういうような取扱法がせられておりますので、鹿児島は地域的にどうしても支部を設置して貰いたいというので、政府に陳情いたしておるのであります。私も使いとして最高裁判所の長官或いは事務長などにも會つたのであります。その両者の答説の内容

尙この簡易裁判所、區檢察廳の官吏は、  
について希望を述べてあるのであります  
して、その管轄といったしましては、岐  
阜縣武儀郡一圓と、益田郡の内、下原  
村、郡上郡の内、東村、加茂郡の内、  
田原村、富岡村、太田町、古井町、山  
之上村、蜂屋村、加茂野村、坂祝村、  
富田村、加治田村、伊深村、三和村、  
川邊町、下麻生町、これだけを管轄に  
して欲しいという希望がついておりま  
す。

○政府委員（鶴野健一君） 脅算の詮す  
限り多く簡易裁判所を設けたいといふ  
ふうに考えております。

○鬼丸義齋君 それについてはやはり  
裁判所の方、並びに地元の方でも検察  
廳を合せて作るということについては  
順次、地理的にそしめた必要のようない  
場合には順次許すということの御方針  
であるか。或いは從來の數が、六百四  
くらいうものに對して多少融通し  
合いをするということになるのでありますか。新設を許すかどうかの點につ

○前之國喜一郎君 私は非常に諸問題  
びに陳情に對する委員會の取扱いとい  
ることに對して不満を持つておる者であ  
ります。敢てこの司法委員會といふ意  
味でありませんが、私淺い經驗であります  
まるけれども、或る面においては憤  
りを缺き、又非常に熟意に缺けておる  
點があるのでないかという氣持がし  
いたしまするにつきましては、各方面

あるように見受けるのであります。私どもに言わせるならば、政府がすでに豫算として計上するよな計畫のあるものに對してばむしろ採擇の必要はないものである、その他のものに對して者は委員會が必要と認めるならば、どこまでも政府をして實現せしむるということに努力しなければならんのではないかと私は考えるのであります。こういうようなことを私考えるときには、讀題などというものはお座なりに委員會

はどうも今の人やり繰りでは實現はない約束はできないというようなお話をあつたのであります。ところが實際において地方の實情がら申しますといふと、鹿児島のごときは福岡まで行くのに十何時間もかかるなければ行かれない。前日發らまして、そうして翌日の事件をやつて、その翌日歸つて來るということをしなければならん、事件一件が二件持つて行つて二、三日もかかるなければならん、又被告もそれ

○政府委員（奥野健一君） 簡易裁判所の設置につきましては、當時一警察署に對して一つの簡易裁判所を設ける積りであります。が、預算の關係上大體二つの警察署に對して一つの簡易裁判所が設けられたわけでありまして、具體的な設置の場所は、それべ現地の關係廳の上申によりまして決定いたしましたのであります。が、開町の場合は警察署が置かれておるほどの土地でありながら簡易裁判所の設置がなかつたのであります。この點地元に對しまして非常に御不便を掛けておることと存じまして甚だ葱錦に存じておる次第であります。政府といたしましても最高裁判所とも協議いたしまして財政の事情の許す限り、成るべく速やかに御希望に副うよう努力いたしたいと存じております。尙ほ機動廳の設置につ

いへ一つお見込を伺いたいと思いま  
す。  
○政府委員(奥野健一君) その點につ  
いては最高裁判所ともよく協議をいたし  
まして、簡易裁判所並びに區検察監の  
設置を進めて行くことになるのであります  
が、豫算が大體取れます場合は相  
當の數の豫算が計上されることになります  
まして、一つ／＼順次に行くか、或い  
は相當數豫算の取れたときに一齊に  
たしますか、その點はまだ決まっては  
おりませんけれども、方針をいたしま  
しては大體一警察に對して一箇簡易裁判  
所といふ最初の方針に向つて逐次擴張  
いたして行きたいというふうに考えて  
おります。  
○委員長(伊藤謙君) 他に御質疑及  
御意見がなければ、これを省略するこ  
とに御異議ありませんですか。

から非常なる熱意と研究を持ち、又期待をかけておるのであります。参議院の委員會で通過したならば、これは實現するものであるといふような非常に明るい希望を持つて迎えるのであります。ところが委員會などで取扱つておるものを見ると陳情が出ると説明を開いてくる。餘り深い研究もないで、直ちに採擇になつて、それが政府に送られようなどになるということになります。すると、私はその間取扱に非常に驚いた感じがせざるを得んのであります。苟くも委員會で採擇した以上、その筋情乃至請願はどうしてもこれを實現をしめる、政府を鞭撻し政府を激勵するときには強い意見の發表をして實現せしめるという教憲がなければならぬであります。ところが現在參議院上で取扱つておるこの陳情請願といふのはそういうものがない、或る委員會

として取上げてはならん、十分に御研究をして、取上げるものはどこまででも實現する、實現せしめるという熱意と信念を持つてやらなければならぬのではないか、かように考えておるのではあります。今のような取扱い方、私たちはこの委員會のことを言うのではありませんが、取扱い方をいたしまするならば、議會といふものは國民に信を生じさせんが、取扱い方をいたしまするなうということになるのではないか、かのように考えておるのであります。少くとも委員會で以て採擧したものは、どこまでも實現に努力するといふように踏來私は委員會においてもお考え願いたい、こういう希望を申上げておく次第であります。

につれて行かなければならん、證人なども同様でありますから、こういふよくな対応にあるのでありますから、本委員會としてもこういう問題に對して陳情が出ましたならば、よく地域的に御研究を願つて、各地方裁判所に支部ができるものならば、これはすべて採擇するといふよなことになると非常に困るのであります。こういふ點で認め私は御参考までに申上げておきたいのであります。恐らく高等裁判所の支部といふものが各地方裁判所にでまることとは當分覺束ないと思ふのであります。そうしますと陳情書は先に出したところが採擇せられて政府に送られる、それが先づ優先権を持つというよなことになつては非常に困

ますから、それ等の點も十分に御研究を願つて、陳情或いは請願に對しては慎重に一つお取扱を願いたい、こういうことを私は希望申上げておきたいと

○委員長(伊藤修君) 前之園さんにお答え申上げますが、御指摘の御趣旨は十分當委員會をしては了承しておりません。そこで、當委員會をしては了承しておる次第でありまして、ただ委員會の形式としては甚だ簡単な取扱をしておりますが、實は専門調査員をして十分請願者並びに地方的及び政府、裁判所等と打合せまして調査いたしました結果を、ここに持つて來ております。次第でありますて、勿論當委員會におきまして採擇した以上は、責任を以てこれが實現を期すると、こういう考え方を以て採擇しておる次第でありますて、豫め高等裁判所のこの請願事項に對して可能性あるや否やということを打診してある次第でありますて、可能性のあるものだけを當委員會に採擇を願つておる次第でありますて、當て請願が五六件あつた場合におきましても、さような意味からいたしまして、實現の不可能なものに對しましては、會議に付すべからざるものといたしまして、不採擇に五件いたしましたのですが、少くとも司法委員會におきましては、この請願に對しまして、相當責任を持つた取扱い方をいたしておるのであります。が、他の委員會におきましては、どうも今のお説のようなものがなきにしもあらずと考えますが、本來ならば請願があつたならば、一々現地に行つて調査するのが本來かも知れま

實現性がある場合に限つて、當委員會は成るべく採擇して行くこと、こういうふうように考えておる次第で、只今御指摘の御趣旨は十分私ども體して抜いたいと存じておる次第であります。

他にまだ二つ陳情がありますが、これは尙研究を要する次第でありますから、後日にこれを譲りたいと思ひます。この際本委員會に付託されました戸籍法について、便宜上政府委員の説明を願つておきまして、後の審議の便宜を圖りたいと存じます。

○政府委員(奥野健一君) 戸籍法を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明申上げます。日本國憲法の施行に伴い、民法の親族編及び相続編が全面的に再検討いたされ、その改正が行われることになりましたが、かかる人の身分關係に關する實體法規が變更いたしますると、身分關係を登録する戸籍の制度につきましても、必然的にその改正を要するに至ることは申すまでありません。ことに民法から戸主、家族その他家に關する規定が全部削除いたされると、家を單位に戸主を本として編製しておりました現行の戸籍は、その編製そのものの根本からこれを改めて参らなければならなくなつたのであります。よつて政府は民法の改正事業と並行して、戸籍法改正に書き改められたことに對應いたしまして、本改正案もその條文全部を口語化し、國民一般の理解を容易ならしめたのであります。つき所要の準備を進めて参り、又民法改正案中、親族、相続編の條文が口語體に書かれて改められたことに對應いたしまして、本改正案もその條文全部を口語化し、國民一般の理解を容易ならしめたのであります。以

下改正案の重要な諸點について簡単に御説明申上げたいと存じます。先づ第一は裏に一言いたしました通り、これまで家を単位として編製されておりました戸籍の編製方法を改めた點であります。從来戸籍は各家ごとに編製され、謂わば家の登録とも申すべきものでありますたが、民法の改正によりましてこの家の制度が廢止されることになりますので、戸籍を編製する基本的な基準が全く失われることになつたわけであります。併しながら戸籍を各個人毎に編製することにいたしましたと、各個人相互間の縁柄が不明瞭となりまして、國民一般に非常な不便を感じせしめると共に、他方戸籍事務の取扱い上豫測すべからざる困難を招来することとなります。従いまして他にその編製の基準を求めなければならんわけであります。そのためには、夫婦親子を単位とする以外に他に適當なるものを見出し難いのであります。仍て本改正案におきましては、その第六條におきまして、戸籍は夫婦及びこれと氏を同じくする子をもつて編製することにいたしました。そしてこの編製方法は、戸籍をして或る程度現實の親族共同生活體に即應せしめることにもなるうかと存じておるわけであります。かようなわけでありますから、子が婚姻いたしますと、その夫婦について新たに新戸籍を編製することになるのであります。第十六條がその規定であります。

の者が自己と同一の氏を稱する子、又は養子を有するに至つたときは、別に新戸籍を編製することにいたしております。右のように戸籍の編製方法を根本的に改めることいたしましたが、併し経過的には、現行法の規定による戸籍全部を直ちに編製替へたしますことは、無用の混亂と繁雑を來すのみでありますから、第二百二十八條によりまして、かかる戸籍はこれを本改正案の規定による戸籍とみなし、唯今後十年を経過したときにこれを改製することにいたしましたのであります。又轉籍の場合も第二百三十七條によりまして、從前の戸籍によつてそのまま同じ戸籍を編製することにいたしております。

第三は、現行戸籍法では如何なる場合に一定の戸籍に入り又は新戸籍を編製すべきかは、一に民法上の入家又は一家創立に關する規定に據つておりますが、民法上かかる規定が削除されました結果、本改正案では入籍、新戸籍編製又は除籍の事由は、それべ戸籍上これを列挙的に規定いたしました。第十六條乃至第二十三條がそれでありまして、大體民法上の氏が改めれば、これに應じてその者の戸籍を改めることにいたしております。

第四は新憲法の施行及び民法の改正に伴い、現行戸籍法から隣居、家督相續、推定家督相續人の廢除、家督相続人の指定、離籍、復籍拒絶、廢家、絶家、分家、廢絶家再興、族稱の變更及び襲爵に關する規定を全部削除することも、他方、後見監督人、姻族關係の終了、推定相續人廢除及び分籍に關する諸規定を新たに設けることになりました。分籍については、戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者を除いては、成年に達した者は、自由に分籍できることにいたしております。

第五には、我が國の人口動態統計は、從來より戸籍上の出生、婚姻、離婚及び死亡の届出に基いて集計されておりましたが、昨年七月以降、この人口動態統計が聯合軍總司令部の指令に基いて畫期的に改善され、これに即應して戸籍法も數次の改正を見たのであります、更に又その要請に應えるため、本改正案第四十八條、第四十九條等で、出生届に醫師、助産婦その他の者の出生證明書を添附させ出生の年月日等に關する不實な記載を防止し、方また届書等につき或る程度その公開

に行つて調査するのが本來かも知れません

めることに努めたわけであります。以

頭に記載した者、又はその配偶者以外

を制限する等の處置を講ずることといたしました。

尙昭和二十一年司法省令

存であります。

第四十七號で、出生又は死亡届をそれ

以上が本法律案の大要であります。

それ事件発生地で届け出さることにな

何率慎重審議の上速かに可決せられ

つておりますが、本改正に當り、これ

を戸籍法中に織り込み、右省令は廃止

することにいたしました。第五十一

條、第八十八條、第八十九條及び百

三、八條等が、これに關する規定であ

ります。

第六は、子の名には、常用平易な文

字を使用せしめて、もつて當用漢字表

制定の趣旨に添うため、新たに第五十

條の規定を設けております。又更に、

この趣旨を徹底するために、明治五年

太政官布告第二百三十五號（改姓名に

關する件）を廢止して、家事審判所の

許可の下に改姓名を比較的容易ならし

めることに改めました。第一百七條及び

第一百三十八條がその規定であります。

尙明治六年太政官布告第百十八號（御

歴代の御諱及び御名の文字の使用に關

する件）は、新憲法の精神に反します

ので、この際これを廢止することといたしました。

最後に、戰時立法たる昭和十五年法

律第四號（委託又は郵便による戸籍届

出に關する法律）を廢止することといたしました。

同法中郵便による届出で死亡後到達し

たもの效力を認めていた規定は、本

改正案第四十七條にこれを織り込みこ

といたしました。尙國籍法を改正す

る法律案は、諸種の事情のため、この

法律案と共に本國會に提出することが

困難となりましたので、戸籍法中國籍

得喪の届出に關する規定は、本法律案

では一應これを現行法通りといたして

置きました。近く御審議を願うべき國

籍法を改正する法律案において、この

理事

松井 道天君

同市に簡易裁判所及び區檢察廳を設置せられたとの請願。

委員

中村 正雄君

十一月十八日豫備審査のため、本委員會に左の事件を付託された。

奥主一郎君

池田七郎兵衛君

一、戸籍法を改正する法律案（豫第

鬼丸 義齋君

前之園喜一郎君

八十九號）

岡部 常君

木下 源吾君

戸籍法を改正する法律案

宮城タマヨ君

橋本萬右衛門君

第三章 戸籍の記載

山下 義信君

木下 源吾君

第一章 總則

橋田 年君

戸籍簿

第二章 戸籍簿

委員外議員

國務大臣

第三章 戸籍の記載

専門調査員

司法大臣 鈴木 義男君

第一章 總則

政府委員

司法事務官 奥野 健一君

第二節 出生

司法事務官

（民事局長） 奥野 健一君

第三節 居出

司法事務官

（刑事局長） 國宗 榮君

第四節 通則

第五節 養子縁組

第五節 婚姻

第五節 離婚

第六節 親権及び後見

第六節 離婚

第七節 死亡及び失踪

第七節 離婚

第七節 離婚

第八節 生存配偶者の復氏及び

第八節 離婚

第八節 離婚

第九節 婚姻關係の終了

第九節 離婚

第九節 離婚

第十節 生存配偶者の復氏及び

第十節 離婚

第十節 離婚

第十一節 推定相続人の廢除

第十一節 分籍

第十一節 入籍

第十二節 轉籍及び就籍

第十二節 入籍

第十二節 入籍

第十三節 戸籍

第十三節 分籍

第十三節 分籍

第十四節 國籍の得喪

第十四節 國籍の得喪

第十四節 國籍の得喪

第十五節 氏名の變更

第十五節 氏名の變更

第十五節 氏名の變更

第十六節 轉籍及び就籍

第十六節 轉籍及び就籍

第十六節 轉籍及び就籍

第五章 戸籍の訂正

第五章 戸籍の訂正

第五章 戸籍の訂正

第六章 雜則

第六章 雜則

第六章 雜則

附則

附則

附則

戸籍法

第一條 総則

第一條 総則

第一條 戸籍に關する事務は、市町

配偶者、直系尊屬若しくは直系卑屬に關する戸籍事件について、

その職務を行ふことができない。

第三條 戸籍事務は、市役所又は町

村役場の所在地を管轄する司法事務局の長がこれを監督する。

第四條 都の區のある區域においては、この法律中の市、市長及び市

役場に關する規定は、區、區長及び區役場にこれを準用する特別市

及び區役場を除く外、同様である。

第五條 この法律の規定によつて納入とする手数料は、これを市町村の收

入とする。

手数料の額は、政令でこれを定める。

第二章 戸籍簿



くは届出事件の本人でない者が他戸籍に入り、又はその者について新戸籍を編製すべきときは、届書にその者の氏名及び出生の年月日を記載する外、その者が他の戸籍に入るか又はその者について新戸籍を編製するかの區別に従つて、前項に掲げる事項を記載しなければならない。

届出人でない者について新戸籍を編製すべきときは、その者の從前の本籍と同一の場所を新本籍と定めたものとみなす。

第三十一條 届出をすべき者が未成年者又は禁治産者であるときは、親権を行ふ者又は後見人が届出をする場合には、届書に左の事項を記載しなければならない。

一 届出をすべき者の氏名、出生の年月日及び本籍

二 無能力の原因

三 届出人が親権を行ふ者又は後見人である旨

第三十二條 無能力者がその法定代理人の同意を得ないですることができる行為については、無能力者がこれを届け出なければならぬ。

禁治産者が届出をする場合に果を理解するに足りる能力を有することを證すべき診断書を添付しなければならない。

第三十三條 證人を必要とする事件の届出については、證人は、届書

に出生の年月日、所在及び本籍を記載して署名し、印をおさなければならない。届書に記載すべき事項であつて、存しないもの又は知れないものがあるときは、その旨を記載しなければならない。

市町村長は、特に重要なと認められる事項を記載しない届書を受理することができない。

第三十五條 届書には、この法律その他の方令に定める事項の外、戸籍に記載すべき事項を明かにするために必要であるものは、これを記載しなければならない。

第三十六條 二箇所以上の市役所又は町村役場で戸籍の記載をすべき場合には、市役所又は町村役場の數と同数の届書を提出しなければならない。

届出事件について裁判又は官署をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせねばならない。但し、同意又は承諾をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせねばならない。

第三十七條 届出をするときは、前項の規定によるものの外、なお、一通の届書を提出しなければならない。

前二項の場合に、相當と認めるときは、市町村長は、届書の謄本を作り、これを届書に代えることができる。

第三十八條 届出事件について裁判又は許可書の謄本を添付し得るだけ足りる。

届出事件について裁判又は官署をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせねばならない。

第三十九條 届書に關する規定は、第三十七條第二項及び前條第一項の書面にこれと準用する。

第四十條 外國に在る日本人は、この法律の規定に従つて、その國に駐在する日本の大使、公使又は領事に届出をすることができる。

第四十一條 外國に在る日本人が、その國の方式に従つて、届出事件に關する證書を作らされたときは、前一箇月以内にその國に駐在する大使、公使又は領事がその陳述を筆記し、届出人の年月日を記載して、これを届出人に読み聞かせ、且つ、届出人に、その書面に署名させ、印をおさせねばならぬ。

第四十二條 大使、公使又は領事は、前二條の規定によつて書類を

提出することができないときは、代理人によつて届出をすることができる。但し、第六十條、第六十一條、第六十六條、第六十八條、第七十條乃至第七十二條、第七十四條及び第七十六條の届出については、この限りでない。

第四十三條 届出期間は、届出事件交付前に確定したときは、その送達又は交付の日からこれを起算する。

裁判が確定した日から期間を起算すべき場合に、裁判が送達又は交付前に確定したときは、その送達又は交付の日からこれを起算する。

第四十四條 市町村長は、届出を怠つた者があることを知つたときは、相違の期間を定めて、届出義務者に對し、その期間内に届出をしなかつたときは、市町村長は、更に相當の期間を定めて、催告をすることができる。

第四十五條 市町村長は、届出を受理した場合に、届出に不備があるため戸籍の記載をすることができないときは、届出義務者に、その追究をさせなければならぬ。

第四十六條 届出期間が経過した後駐在しないときは、一箇月以内に本籍地の市町村長に證書の謄本を提出しなければならない。

第四十七條 届出人の生存中に郵送した届書は、その死亡後であつても、市町村長は、これを受理しなければならない。

前項の規定によつて届書が受理されたときは、届出人の死亡の時に届出があつたものとみなす。

第四十八條 届出人は、届出の受理を請求する場合には、手数料を納めなければならない。

利害關係人は、特別の事由がある場合に限り、届書その他の市町村長の受理した書類の閲覧を請求できる。但し、市町村長に對し請求する場合には、手数料を納めなければならない。

第十條第二項の規定は、前二項の場合にこれを適用する。

第二節 出生

第四十九條 出生の届出は、十四日以内にこれをしなければならない。

届書には、左の事項を記載しなければならない。

一 子の男女の別及び嫡出子又は嫡出でない子の別

二 出生の年月日時分及び場所

三 父母の氏名及び本籍若し、日本との國籍を有しないときは、その旨

四 その他命令で定める事項

第五十條 医師、助産婦又はその他の者が出生に立ち會つた場合には、医師、助産婦、その他の者の順序に從つてそのうちの一人が命令の定



二 その他命令で定める事項

第八節 親権及び後見

第七十九條 民法第八百十九條第三項但書又は第四項の規定によつて

協議で親権者を定めようとする者は、その旨を届け出なければなら

ない。

第七十九條 第六十三條の規定は、

民法第八百十九條第三項但書若し

くは第四項の協議に代わる裁判が

確定し、若しくは親権者變更の裁

判が確定した場合又は父母の一方

が親権若しくは管理権の喪失の宣

告を受け他の一方がその権利を行

う場合において親権者に、失権宣

告取消の裁判が確定した場合にお

いてその裁判を請求した者にこれ

を準用する。

第八十條 親権若しくは管理権を辭

し、又はこれを回復しようとする

者は、その旨を届け出なければな

らない。

第八十一條 後見開始の届出は、後

見人が、その就職の日から十日以

内に、これをしなければならな

い。

届書には、左の事項を記載しな

ければならない。

一 死亡の年月日時分及び場所

二 その他命令で定める事項

書又は検査書を得ることができな

いときは、死亡の事實を證すべき

事由を記載しなければならな

い。

第九十二條 左の者は、その順序に

従つて、死亡の届出をしなければ

ならない。但し、順序にかかわら

ず届出をすることができる。

第一 同居の親族

第二 その他の同居者

第三 家主、地主又は家屋若しく

は土地の管理人

第八十二條 後見人が更迭した場合

には、後任者は、就職の日から十

日以内にその旨を届け出なければ

ならない。この場合には、前條第

二項の規定を準用する。

第八十三條 遺言による後見人指定

の場合には、指定に認する遺言の

謄本を届書に添附しなければなら

ない。

第八十四條 後見終了の届出は、後

見人が、十日以内に、これをしな

ければならない。その届書には、

後見終了の原因及び年月日を記載

しなければならない。

第八十五條 後見人に關するこの節

の規定は、後見人監督人及び保佐

人にこれを準用する。

第九節 死亡及び失踪

第八十六條 死亡の届出は、届出義

務者が、死亡の事實を知った日か

ら七日以内に、診断書又は検査書

を添附して、これをしなければな

らない。

届書には、左の事項を記載しな

ければならない。

第八十七條 左の者は、その順序に

従つて、死亡の届出をしなければ

ならない。但し、順序にかかわら

ず届出をすることができる。

第一 同居の親族

第二 その他の同居者

第三 家主、地主又は家屋若しく

は土地の管理人

第八十八條 死亡の届出は、外國又

は、船舶の船長に

して、遅滞なく死亡地の市町村長

に死亡の報告をしなければなら

ない。

第八十九條 水難、火災その他の事

件によつて死亡した者がある場合

には、その取扱をした官公廳又は

公署は、死亡地の市町村長に死亡

の報告をしなければならない。但

し、外國又は前條の地域で死亡が

あつたときは、死亡者の本籍地の

市町村長に死亡の報告をしなけれ

ばならない。

第九十条 死刑の執行があつたとき

は、監獄の長は、遲滞なく監獄所

在地の市町村長に死亡の報告をし

なければならない。

前項の規定は、在監中死亡した

者の引取人がない場合にこれを準

用する。この場合には、報告書に

診断書又は検査書を添附しなけれ

ばならない。

第九十一条 前二條に規定する報告

書には、第八十六條第二項に掲げ

る事項を記載しなければならな

い。

第九十二条 死亡者の本籍が明かで

きできない場合には、警察官

は、検死調査を作り、これを添附

して、遅滞なく死亡地の市町村長

に死亡の報告をしなければなら

ない。

第九十三条 第五十五條及び第五

六十條の規定は、死亡の届出にこれ

を準用する。

第九十四条 第六十三條の規定は、

失踪宣告又は失踪宣告取消の裁判

が確定した場合においてその裁判

を請求した者にこれを準用する。

第九十五条 民法第七百五十一條第

一項の規定によつて婚姻前の氏に

復しようとする者は、その旨を届け

出しなければならない。

第一節 生存配偶者の届出

及び姻族關係の終

了

第二節 分籍をしようとする者は、そ

の旨を届け出なければならない。

他の市町村に新本籍を定める場

合には、戸籍の謄本を届書に添附

しなければならない。

第三節 分籍

百三十條の規定によつて從前氏に復

した日をも記載しなければならな

い。

この場合には、失踪宣告の届書に

民法第三十條に定める期間が満了

した日をも記載しなければならな

い。

第九十六条 民法第七百二十八條第

二項の規定によつて姻族關係を終

出しなければならない。

第九十七条 民法第七百二十九條第

二項の規定によつて親権者を認識する

者は、死亡した配偶者の氏名・本

籍及び死亡の年月日を届書に記載

して、その旨を届け出しなければな

い。

第九十八条 第六十三條の規定は、

失踪者と定められた當事者の

夫婦の夫の氏名及び本籍を記載しな

ければならない。

第九十九條 民法第七百九十一條第

一項又は第二項の規定によつて父

又は母の氏を稱しようとする者

は、第二項の規定によつて氏を改め

しようとする者は、同條第一項又

は、戸籍の記載して、その旨を届け

出しなければならない。

第九十九條 民法第七百九十一條第

三項の規定によつて從前氏に復

した年月日届書に記載して、その旨

を届け出しなければならない。

第九十九條 民法第七百九十一條第

四項の規定によつて親権者を認識する

者は、死亡した配偶者の氏名・本

籍及び死亡の年月日を届書に記載

して、その旨を届け出しなければな

い。

第九十九條 民法第七百九十一條第

五項の規定によつて親権者を認識する

者は、死亡した配偶者の氏名・本

籍及び死亡の年月日を届書に記載

して、その旨を届け出しなければな

い。

第九十九條 民法第七百九十一條第

六項の規定によつて親権者を認識する

者は、死亡した配偶者の氏名・本

籍及び死亡の年月日を届書に記載

して、その旨を届け出しなければな

い。

第九十九條 民法第七百九十一條第

七項の規定によつて親権者を認識する

者は、死亡した配偶者の氏名・本

籍及び死亡の年月日を届書に記載

して、その旨を届け出しなければな

い。

第九十九條 民法第七百九十一條第

八項の規定によつて親権者を認識する

者は、死亡した配偶者の氏名・本

籍及び死亡の年月日を届書に記載

して、その旨を届け出しなければな

い。

第九十九條 民法第七百九十一條第

九項の規定によつて親権者を認識する

者は、死亡した配偶者の氏名・本

籍及び死亡の年月日を届書に記載

して、その旨を届け出しなければな

い。

第九十九條 民法第七百九十一條第

十項の規定によつて親権者を認識する

者は、死亡した配偶者の氏名・本

籍及び死亡の年月日を届書に記載

して、その旨を届け出しなければな

い。

第九十九條 民法第七百九十一條第

十一項の規定によつて親権者を認識する

者は、死亡した配偶者の氏名・本

籍及び死亡の年月日を届書に記載

して、その旨を届け出しなければな

い。

第九十九條 民法第七百九十一條第

十二項の規定によつて親権者を認識する

者は、死亡した配偶者の氏名・本

籍及び死亡の年月日を届書に記載

して、その旨を届け出しなければな

い。

第九十九條 民法第七百九十一條第

十三項の規定によつて親権者を認識する

者は、死亡した配偶者の氏名・本

籍及び死亡の年月日を届書に記載

して、その旨を届け出しなければな

い。

第九十九條 民法第七百九十一條第

十四項の規定によつて親権者を認識する

者は、死亡した配偶者の氏名・本

籍及び死亡の年月日を届書に記載

して、その旨を届け出しなければな

い。

第九十九條 民法第七百九十一條第

十五項の規定によつて親権者を認識する

者は、死亡した配偶者の氏名・本

籍及び死亡の年月日を届書に記載

して、その旨を届け出しなければな

い。

第九十九條 民法第七百九十一條第

十六項の規定によつて親権者を認識する

者は、死亡した配偶者の氏名・本

籍及び死亡の年月日を届書に記載

して、その旨を届け出しなければな





昭和二十三年四月二十六日印刷

昭和二十三年四月二十七日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局